

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		自動車臨時運行の許可	
根拠法令及び条項		道路運送車両法第34条第2項	
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市自動車臨時運行許可事務取扱要領第2条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	昭和51年 4月 1日	審査基準 最終変更年月日	令和8年 2月 12日
標準処理期間	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(即日) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成26年12月24日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	市民文化部 ハイサイ市民課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

審査基準【内容】

那覇市自動車臨時運行許可事務取扱要領

(許可の基準等)

第2条 自動車（許可を受けようとする自動車の種別は検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の臨時運行許可（以下「許可」という。）基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 許可を受けようとする自動車が、登録を受けていない自動車であって、次のいずれかに該当する場合であること。

ア 自動車の新規登録又は新規検査を受けるために回送しようとするとき。

イ 自動車の試運転を行おうとするとき。

ウ 自動車の製作、販売又は陸送を業とする者が、販売又は引渡し等のために回送しようとするとき。

(2) 許可を受けようとする自動車が、登録又は車両番号の指定を受けている自動車であって、次のいずれかに該当する場合であること。

ア 自動車検査証の有効期間の満了した自動車を継続その他の検査のために回送しようとするとき。

イ 自動車検査証の有効期間の満了した自動車を整備のために回送しようとするとき。

ウ 自動車登録番号標を毀損又は紛失等した場合に、再交付又は番号変更を受けるために回送しようとするとき。

エ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第40条及び第41条又は第81条の処分を受け、領置された番号標の返付を受けるために回送しようとするとき。

オ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第20条第2項によって領置された番号標の返付を受けるために回送しようとするとき。

カ 自動車の製作、販売又は陸送を業とする者が、有効期間の満了した自動車を販売又は引渡し等のために回送しようとするとき。

キ その他特に必要があると認められるとき。

(3) 運行の目的が、臨時運行許可制度の目的に符合し、かつ、真実性に有すると認められること。

2 前項の基準を満たし、次の各号に掲げるすべての基準を満たしている場合に自動車の臨時運行許可の申請を受け付けるものとする。

(1) 運行の経路が、運行の目的を達成するために適正なものと認められること。

(2) 運行の期間は、3日以内であること（土、日及び祝祭日を含まない。）。但し、やむを得ず3日を超える場合は、運行の目的及び経路等を勘案し、長期間を要す回送であると認められること。

(3) 当該自動車に対する自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間については、有効期間の満了する日までの全部を充足するものであること。

(4) 那覇市手数料条例（平成24年那覇市条例第71号）の定めるところにより、臨時運行許可申請手数料が納付されたこと。

3 次の各号に掲げる場合においては、前2項の基準によるほか、当該各号に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 同一車両に対して、継続して許可申請がある場合前回の有効期間中に運行の目的を達成することができなかった正当な理由があると認められること。

(2) 当該自動車の長さ、幅、高さ及び軸重、輪荷重等が道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）に規定する制限を超える恐れがあると認められる場合保安上の危険がない旨の沖縄総合事務局の緩和認定証の提示があること。